

令和 2 年 5 月 22 日
厚生労働省人材開発統括官

教育訓練講座受講環境整備事業の実施状況について（案）

1. 事業の概要

教育訓練講座受講環境整備事業については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により平成 30 年度上期、同年度下期、令和元年度上期、同年度下期、令和 2 年度上期、同年度下期の教育訓練給付の指定の前提となる調査事業を実施している。

（1）業務内容

教育訓練給付制度においては、講座指定の可否を判断するため必要となる調査、受講者の適切な講座選択に資するために必要な情報提供及びこれらに付随する業務

（2）契約期間

平成 30 年 4 月 2 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

（3）調査期間

平成 30 年度から令和元年度の 2 か年の調査

（4）受託事業者

中央職業能力開発協会

（5）実施状況評価期間

平成 30 年度、令和元年度の 2 か年の調査事業

（6）事業者決定の経緯

「教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）（平成 30 年度～平成 32 年度）に関する民間競争入札実施要項」（以下、「実施要項」という。）に基づき、入札参加者（1 者）から提出された企画書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、評価基準を満たしていた。平成 30 年 3 月 6 日に開札した結果、1 者が予定価格の範囲内であったことから、1 者について総合評価を行ったところ、上記（4）の者が落札者となった。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況

（1）確保すべきサービスの質の達成状況及び評価

平成 30 年度調査及び令和元年度調査における確保されるサービスの質の達成状況は次のとおり。

実施要項上、「特に調査業務は、教育訓練給付講座を指定する可否を判断するために必要となる重要な業務であり、業務を遅延することによる全国の民間教育訓練施設等に与える影響が大きいことから、審査を円滑に行えるよう適切に調査結果報告を行うとともに、…調査結果報告の最終期限までに、それぞれすべての調査を終える必要があるため、予定した取り決め日に予定どおりの調査報告を行えるようにすること」とされている。

また、調査業務は、半年に1度のサイクルで行われることから、平成30年度上期（平成30年10月指定）、同年度下期（平成31年4月指定）、令和元年度上期（令和元年10月指定）、同年度下期（令和2年4月指定）の4つの区分に分けて評価を実施した。

※評価点の付け方等は実施要項参照

達成すべき質	評価／実施状況
ア 調査結果報告の進捗度合（50点）	<p>調査期間における評価は、 平成30年度上期（平成30年10月指定）：15点 平成30年度下期（平成31年4月指定）：30点 令和元年度上期（令和元年10月指定）：35点 令和元年度下期（令和2年4月指定）：25点 であり、平成30年度上期（平成30年10月指定）を除き、概ね取り決めた調査結果報告日までに調査を終えられた。</p> <p>平成30年度上期（平成30年10月指定）については、厚生労働省と受託者が事前に取り決めを行った調査結果報告の最終期限（調査結果報告の終了予定日）を基準とし、専門実践教育訓練で1日、一般教育訓練で6日の遅延があった。</p>
イ 調査結果報告の質（40点）	<p>調査期間における評価は、 平成30年度上期（平成30年10月指定）：35点 平成30年度下期（平成31年4月指定）：35点 令和元年度上期（令和元年10月指定）：35点 令和元年度下期（令和2年4月指定）：35点 であり、概ね、審査保留（調査結果報告に不備があるため厚生労働省が指定等審査を一時保留し、受託者が不備等の確認や修正作業等を行うこと）なく調査を行うことができた。</p>
ウ 調査業務の情報共有・進捗管理（10点）	<p>調査期間における評価は、 平成30年度上期（平成30年10月指定）：10点 平成30年度下期（平成31年4月指定）：10点 令和元年度上期（令和元年10月指定）：10点</p>

	<p>令和元年度下期（令和2年4月指定）：10点であり、厚生労働省と受託者が事前に取り決めを行った、全ての調査結果報告の予定日の前日までに連絡が行われ、調査結果報告が終了するごとに、次の調査結果報告までの間に現在までの進捗状況について報告が行われたことから、全て履行された。</p>
--	---

受託事業者は、厚生労働省が行った評価点の平均70点以上の評価を得ることを本調査業務の目標とし、達成すること、すなわち、上期と下期の評価点の平均70点以上を得ることを目標とすることとされている。

（各期の評価点）

- 平成30年度上期（平成30年10月指定）：60点
- 平成30年度下期（平成31年4月指定）：75点
- 令和元年度上期（令和元年10月指定）：80点
- 令和元年度下期（令和2年4月指定）：70点

平成30年度については、「ア 調査結果報告の進捗度合」の評価点が低かったこともあり、上期と下期の評価点の平均が67.5点となり、目標を下回ることとなった。

（2）「ア 調査結果報告の進捗度合」の目標を達成するために講じた策

受託事業者は、平成30年度については、「ア 調査結果報告の進捗度合」の評価点が低かったこともあり、上期と下期の評価点の平均が67.5点となり、目標を下回ることとなったことに対して、①受付処理の早期化、②調査保留事案、疑義の生じた事案に関する早期報告、③調査結果報告の早期開始、という3つの点に関し、具体的には、以下の措置を講じた。

- ① 受付処理の早期化：半期更新処理後の受付処理の早期化に対応できるよう、準備工程の前倒しを図り、受付期間終了前から受付処理に着手した。
- ② 調査保留事案、疑義の生じた事案に関する早期報告：調査保留事案のうち、受付期間中に判明したものについては受付期間終了前から個別に報告を行った。
- ③ 調査結果報告の早期開始：調査結果報告については、受付期間終了後1週間以内に初回報告を行うように努めた。

また、受託事業者は、平成30年度は7名体制で行っていた業務について、令和元年度は1名を増員し、実施体制を強化した。

加えて、厚生労働省としても、それぞれの項目に対して、以下の対応を行ったこともあり、令和元年度は目標を達成することができた。

- ① 受付処理の早期化：受付処理を早期にスタートするために、前提となる受付期間

開始日を早められる限り前倒しした。具体的には、以下のとおり。また、合わせて、令和元年度下期（令和2年4月指定）については、これまで受付期間開始と同時に公表していた様式等の申請関係書類の公開を半月前倒しにすることで、申請者の書類作成の負担を緩和するとともに、受託事業者への問い合わせ等が一定期間に集中しないようにすることとした。

（各期の受付期間）

平成30年度上期（平成30年10月指定）	平成30年4月3日～5月14日
平成30年度下期（平成31年4月指定）	平成30年10月1日～11月5日
令和元年度上期（令和元年10月指定）	令和元年4月8日～5月17日
令和元年度下期（令和2年4月指定）	令和元年10月1日～11月6日

※令和元年度上期については、特定一般教育訓練の創設のタイミングであったため、受付期間開始までの作業に一定の時間を要した。

- ② 調査保留事案、疑義の生じた事案に関する早期報告：受託事業者における疑義は、申請者からのお問い合わせ段階で速やかに厚生労働省につなげていただくこととした他、疑義照会の解決等については、厚生労働省における整理を受託事業者へに逐次共有するのみならず、次期のパンフレットにできるだけ反映させ、明確化していくように努め、そもそも疑義が生じることのない調査環境を作るべく対応した。
- ③ 調査結果報告の早期開始：各期の見込み申請数を踏まえて、受付期間が終了する前から、調査スケジュールの相談を開始し、受付期間終了後／場合によっては受付期間終了前から調査に着手できるようなスケジュールを構築することとした。

調査期間を通じた事業の評価としては、「厚生労働省が行った評価点の平均70点以上の評価を得ることを本調査業務の目標」としていることからすると、調査期間全体を通じての平均は71.25点と上回るなど、十分な実施ができていると認められる。

3. 実施経費の状況

教育訓練講座受講環境整備事業は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札（総合評価落札方式）により民間委託を行い、契約形態は委託契約、指定申請に係る調査等に係る費用については概算払いとしている。

実施経費は、従前と比較して約7.84%（7,215,872円）増加した。

従来経費	92,065,351円
実施経費	99,281,223円
増減額	7,215,872円増

増減率	7.84%増
-----	--------

4. 受託事業者からの改善提案による改善実施事項等

受託事業者からは、以下の項目等により改善提案があり、それを踏まて、改善実施をしてきたところ。

改善提案	具体的な改善提案	具体的な改善実施事項
調査の方法に関する改善提案	厚生労働省が作成する様式やチェック票等について、より効率的な調査を行えるよう、例えば、従前講座単位で行っていた調査を施設単位で行うことについて、改善提案を行った。	改善提案を踏まえ、施設単位で調査を行う方法に変更することで、重複事項の調査時間を短縮できた他、調査のみならず審査も効率的に行えるようになった。
システム改修に関する改善提案	制度改変が相次ぐ中、教育訓練給付制度情報管理・検索システムに関して、例えば、廃止届が期をまたいで入力出来なかったこと、また、変更届の随時受付が出来なかったことで、受託事業者の業務に時期的制約があった。このことについて、システム改修を行うよう改善提案を行った。	システム運用定例会議等で受託事業者から具体的な改善提案があったことで、管理・検索システムの改修事項に追加し、改修することとしている。 これにより、受託事業者が受領とともに随時処理可能な状態となり、スムーズに審査に進めるようになる予定。

5. 全体的な評価

平成30年度は確保されるべきサービスの質として設定した調査結果報告の進捗度合、調査結果報告の質、調査業務の情報共有・進捗管理について、目標としていた評価点の平均70点以上の評価を下回ることとなった

しかし、目標を達成するために講じた策、また、受託事業者からの改善提案もあり、令和元年度は、大きな制度改正を行った後初めての調査業務であったにも関わらず、目標としていた評価点の平均70点以上の評価を上回ることができた。

6. 今後の事業

本事業は、十分な実施ができているといえるものの、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事案であり、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等管理委員会決定）Ⅱ. 1.（2）の市場

化テスト終了基準に照らすと以下のとおりである。

- ① 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」に規定している各ポイントについては、それぞれ以下のとおり対応をしたところ、それをもってしても1者応札解消には至らなかった。これは、そもそも、市場化テスト導入時の分析であった、「事業者側の企画コストの高さ」「公告期間の短さ」が1者応札の直接の要因ではなかったことを示しているともいえる。

チェックポイント記載事項	対応状況
事業の複数年化	従来1年間の契約だったところ、3年間の契約としたことで、新規参加者が企画コストをかけても回収できるだけの契約期間とした。
評価項目、評価基準の見直し、企画提案書ひな形の提示	<p>従来、評価項目、評価基準について、類似調査研究業務の実績、調査内容に関する専門知識・適格性等の従前の実績を重んじる評価項目・配点であったところ、見直しを行い、例えば、類似調査業務の実績の基礎点を下げた（10点→5点）、調査内容に関する専門知識・適格性を必須から任意の評価基準へと変更したこと等を通じ、新規参加者が入札に参加しやすく、また、入札参加者が何を評価されるのかについて、事前に分かるようになった。</p> <p>また、企画提案書のひな形を示していなかったため、新規参加者がどのように企画書を作成したら良いか不明瞭であったため、従前からの受託事業者によりなっていた部分があったところ、企画提案書のひな形を示し、かつ、項目ごとに、どのような評価項目でどのような評価基準で評価されるかを明示したことで、新規参加者がどのように企画提案書を作成したら良いか、どのようなポイントに留意したら良いか、また評価される箇所等について、事前に分かるようになった。</p>
業務内容について具体的な業務詳細手順を記載する等、明	従来、業務内容が箇条書きで示されるのみで、具体的にどのような業務が生じるかの作業量

確化	の想定が付きにくい資料をあくまで「参考」として添付していたところ、 業務内容について具体的に詳細を記述し、どのような業務がどのような作業量で生じるのかを明確に示したのみならず、その業務の留意事項も記載することで、新規参加者が業務内容・業務フローを事前に具体的にイメージすることができるようになった。
公告期間の長期化	従来、例えば平成 26 年度 12 開庁日、平成 27 年度 19 開庁日、平成 28 年度 21 開庁日、平成 29 年度 26 開庁日であったところ、 平成 30 年度契約時は、29 開庁日とする等の対応を行い、入札参加者が準備の時間を十分とれるようにした。
引継ぎ期間の長期化	従来、3 月下旬から引継ぎ期間としていたところ、 3 月上旬を引継ぎ期間とする等の対応を行ったことで、新規参加者が時間に余裕を持って引継ぎを行うことができるようになった。

- ② 競争性の改善やコスト削減等について更なる改善が困難な事情としては、現在の業務内容は、「専門的知識」が高い業務として構成をしておりかつ、そもそもそうした業務に参加するメリットのある教育訓練実施者は、実施要項上参加できない仕様となっている点にあると考えている。そのため、現在の業務内容・業務フローを前提とすると、これ以上、競争性の改善等について更なる改善は見込めない。

なお、当該規制（具体的には、「入札参加者及びその親会社等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成 18 政令第 228 号）第 3 条にいう「特定支配関係にある者」が教育訓練給付制度の指定講座を運営しない者であること）」を削除することは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 10 条で官民競争入札に対する欠格事由に定め、公共サービスの公正な実施を実現しようとした趣旨に反するため困難であるとの前提に立ち、今後は、どのような業務内容として構成するのが、幅広い方に参加するメリットを感じていただけるかを検討し、また本教育訓練給付制度全体の、業務効率化、業務内容・業務フローの見直しと合わせて、これまでの業務内容・業務フローとは大きく見直し構成することとしていきたいと考えている。

- ③ 入札説明書を受け取ったものの入札説明会参加には至らなかった者にヒアリン

グを行ったが、実態は、そもそも自身が教育訓練実施者であるため参入が不可能である者が1者、また、過去の落札価格が想定よりもはるかに安価であったため、入札しても応札は難しい／赤字となると考えた者が1者であった。

これについて、改善を試みたいものの、前者については、既述の理由により解消は困難、後者については、現在の業務内容・業務フローを前提とすると不可であると考えている。

- ④ 関係団体等入札参加が期待される者としては、平成30年度の契約の際は、市場調査業界団体のほか、過去説明会等にご参加いただいた事業者等に広報を行った。

これについて、現在の業務内容・業務フローを前提とすると、さらに拡大することは困難である。

こうしたことを踏まえ、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事案であるものの、本教育訓練給付制度全体の、業務効率化、業務内容・業務フローの見直しと合わせて、これまでの業務内容・業務フローとは大きく見直して構成することを通して、1者応札解消を図って行くことしたいと考えている。